第八十二条第二項第一号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百六条の十二第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十五条の三第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「、又は」を「、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）若しくは第四項の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。以下この号において同じ。）を取り消され、又は」に、「免許と」を「免許若しくは同法第十二条の登録と」に改める。

第百五十六条の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の二十の四第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の二十の十八第二項第二号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第三号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の二十五第二項第四号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（有価証券等仲介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第百五十六条の六十三及び第百五十六条の六十四を次のように改める。

（金融商品取引清算機関等による清算集中等取引情報の提供等）

第百五十六条の六十三　金融商品取引清算機関等（金融商品取引清算機関又は外国金融商品取引清算機関をいう。以下この章において同じ。）は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関（第百五十六条の六十七第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）又は指定外国取引情報蓄積機関（外国において取引情報の収集及び保存に関する業務をいう。以下同じ。）と同種類の業務を行う者のうち、内閣総理大臣がその者の収集及び保存に係る取引情報を取得することが見込まれる者として内閣総理大臣が指定する者をいう。次項及び次条において同じ。）に対し、清算集中等取引情報を提供しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、金融商品取引清算機関等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3　第一項及びこの項の「取引情報」とは、投資者保護のため、金融商品取引業者等の取引の状況を明らかにする必要があるものとして内閣府令で定める取引に関する情報をいい、前二項の「清算集中等取引情報」とは、取引情報のうち、金融商品取引清算機関等が債務を負担した取引に係る情報であつて、前条各号に掲げる取引その他取引の状況等を勘案して内閣府令で定める取引に関するものをいう。

（金融商品取引業者等による非清算集中等取引情報の提供等）

第百五十六条の六十四　金融商品取引業者等は、内閣府令で定めるところにより、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報（取引情報（前条第三項に規定する取引情報をいう。以下この章において同じ。）のうち、清算集中等取引情報（同項に規定する清算集中等取引情報をいう。第百九十八条の六第十七号の二の二において同じ。）を除いたものをいう。次項及び同号において同じ。）を提供しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等は、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、災害その他内閣府令で定めるやむを得ない理由により非清算集中等取引情報を提供することができない場合には、内閣府令で定めるところにより、非清算集中等取引情報について内閣府令で定める事項に関する記録を作成し、これを保存し、内閣府令で定めるところにより、その保存する非清算集中等取引情報を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第百五十六条の六十五第一項中「取引情報のうち、取引情報蓄積業務の対象とする取引に係るもの」を「第百五十六条の六十三第一項及び前条第一項の規定に基づき提供を受けた取引情報」に改め、同条第二項中「その」を「前項の規定に基づき」に改め、同条に次の一項を加える。

3　取引情報蓄積機関が、前項の規定による報告に代えて、内閣総理大臣が電子情報処理組織を使用する方法を利用して同項の規定による報告の対象となつている取引情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。

第百五十六条の六十六を次のように改める。

（取引情報の公表）

第百五十六条の六十六　取引情報蓄積機関は、前条第二項の規定による報告の対象となつている取引情報に係る取引について、内閣府令で定めるところにより、その規模その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

2　内閣総理大臣は、第百五十六条の六十三第二項又は第百五十六条の六十四第二項の規定による報告を受けた取引情報に係る取引について、その規模その他当該取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表するものとする。

第百五十六条の七十四第一項第一号中「の」の下に「金融商品取引清算機関等又は」を加える。

第百五十六条の七十五中「特定の」の下に「金融商品取引清算機関等又は」を加える。

第百九十八条の六第十七号の二中「第百五十六条の六十三第一項、第百五十六条の六十四第一項」を「第百五十六条の六十三第二項、第百五十六条の六十四第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十七の二の二　第百五十六条の六十三第一項又は第百五十六条の六十四第一項の規定による清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をせず、又は虚偽の清算集中等取引情報若しくは非清算集中等取引情報の提供をした者

第二百八条第二十六号の二中「第百五十六条の六十六第二項」を「第百五十六条の六十六第一項」に改める。

附則第三条の二中「第三百条の二」の下に「、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項」を加える。